

北陸調査業協会会則（定款）

〈会則制定の経緯〉

本北陸調査業協会は（旧）公益社団法人日本調査業協会会員として設立した。その後社団法人法「公益法人制度改革」（平成20年12月施行）に伴い同改革以降は独立して協会を営むに至る。

業界団体として日本国唯一の（旧）公益社団法人日本調査業協会の単位協会を流れにもつ本協会の社会責任を果たすため時代に沿った会則改訂を施しつつ、会員事業者は本規定を真摯に厳守することを要する。

第1章 総則

第1条 名称

第2条 目的

第3条 事務所

第4条 事業

第2章 会員

第5条 会員

第6条 入会

第7条 入会金及び会費

第8条 退会

第9条 除名

第10条 拠出金の不返還及び貸与品の返還

第3章 役員等

第11条 役員

第12条 代議員

第13条 選任

第14条 職務

第15条 任期

第16条 解任

第17条 顧問

第18条 報酬等

第4章 会議

第19条 種別

第20条 構成員

第21条 権能

第22条 開催

第23条 招集

- 第 24 条 議長
- 第 25 条 定足数
- 第 26 条 議決
- 第 27 条 書面評決
- 第 28 条 議事録
- 第 5 章 専門委員会
 - 第 29 条 専門委員会
- 第 6 章 事務局
 - 第 30 条 事務局
- 第 7 章 資産及び会計
 - 第 31 条 資産構成
 - 第 32 条 資産管理
 - 第 33 条 事業年度
 - 第 34 条 事業計画及び収支予算
 - 第 35 条 暫定予算
 - 第 36 条 事業報告及び収支予算
 - 第 37 条 長期借入金
- 第 8 章 会則の変更及び解散
 - 第 38 条 会則の変更
 - 第 39 条 解散
 - 第 40 条 残余財産の処分
- 第 9 章 規定・規則・細則
 - 第 41 条 規定・規則・細則

[第1章 総則]

第1条（名称）

本会を「北陸調査業協会」と称する。

第2条（目的）

北陸調査業協会（以下「本会」という）は探偵及び調査業の業務の適正な運営を確保し業界の健全な発展を図ることにより個人の生命、身元及び財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に寄与することを目的とする。

第3条（事務所）

本会の主たる事務所は原則として会長の事業所所在地に置く。

2 本会は総会の議決を経て必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第4条（事業）

本会は第1条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の行う探偵調査業に対する指導及び連絡
- (2) 調査員及び調査員教育担当者に対する教育訓練及びその資格の付与
- (3) 探偵調査業者に対する研修会等の開催
- (4) 探偵調査業に関する広告及び宣伝の自主規制
- (5) 探偵調査業に関する苦情の処理
- (6) 官公庁等の行う防犯活動、暴力排除活動等に対する協力
- (7) 探偵調査業に関する調査、研究及び統計
- (8) 探偵調査業に関する広報及び出版物の刊行
- (9) 探偵調査業に関する物品の斡旋及び領布
- (10) 探偵調査業に関する一般人並びに事業者からの相談対応
- (11) 探偵調査業に関する主務官庁への協力等
- (12) 探偵調査業者及び調査員の福利、厚生及び親睦
- (13) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

[第2章 会員]

第5条（会員）

本会の会員は富山、石川、福井の各県において所轄公安委員会に探偵業の業務の適正化に関する法律にもとづく届出を受理された事業者で本会の目的及び方針に賛同し本会が入会を認めた事業者とする。

第6条（入会）

会員になろうとする者は会員2名の推薦を経て入会申込書を会長に提出し会員の3分の2以上の承認を得なければならない。

2 入会申込者が次の各号のいずれかに該当していると認められるときは前項の承認をしない。

- (1) 禁治産者、若しくは準禁治産者又は破産者であり復権を得ない者

- (2) 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
- (3) 最近3年間に探偵業の業務の適正化に関する法律に違反する行為が認められた者又は性格上若しくは倫理上の見地から探偵調査業の適正を著しく害す恐れがあると認められる者
- (4) 集団的又は常習的に不法行為又は反社会的活動を行う恐れのある者、又は同様の団体若しくは組織並びに個人との関わりが認められる者
- (5) 精神病者又はアルコール、麻薬、大麻、あへんなど覚せい剤中毒者と認められる者
- (6) 第9条第項の規定により除名され2年を経過しない者
- (7) 入会申込者が法人の場合、役員のうちに前各号のいずれかに該当する者がいる法人

第7条（入会金及び会費）

第6条により入会を認められた者は入会するにあたり入会金を納付しなければならない。

- 2 会員は本会が規定する会費を納めなければならない。
- 3 入会金及び会費の金額及び納付方法は総会において定める。
- 4 本会の運営上で資金調達の必要が生じた場合は総会において出席者の3分の2以上の承認を得て会員から臨時会費を徴収することができる。

第8条（退会）

会員は退会しようとするとき、あらかじめ会長に退会届書を提出しなければならない。

- 2 会員が次のいずれかに該当するに至るときは前項の手続きを要すことなく退会とする。
 - (1) 会員が死亡又は解散したとき
 - (2) 第5条に規定する会員の資格を喪失したとき

第9条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席した会員の3分の2以上の議決により除名する。

- (1) 本会の名誉を著しく毀損し又は信用を失墜する行為があったとき
- (2) 詐称又はその他不正な手段により、第5条第1項の承認を受けたことが判明したとき
- (3) 第6条2項各号に掲げるいずれかに該当していることが判明したとき
- (4) 6ヶ月以上に渡り、会費の納入を怠ったとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員（会員が団体である場合はその代表者。以下この項において同じ）に対しあらかじめその理由を通知し、総会において弁明の機会を与えるなければならない。

ただし、当該会員が自ら弁明を拒否し、又は所在が不明なため通知することができないときはこの限りでない。

第10条（拠出金品の不返還及び貸与品の返還）

退会し又は除名された者が退会又は除名される前に本会に納入した入会金及び他の拠出金品はこれを返還しない。

2 退会し又は除名された者は本会から授与された会員証書、貸与品等を返還しなければならない。

[第3章 役員]

第11条（役員）

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 1名

ただし、理事会設立までの期間においては、理事は暫定役員とし、また監事は副会長が兼務することとする。

第12条（代議員）

会長が代議員を兼任し社団法人日本調査業協会の総会に対して会を代表する。

また会長に事故あるときは副会長がこれを代行する。

第13条（選任）

会長、副会長及び理事は総会において選任する。

第14条（職務）

会長は本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は理事会を組職し、会務の執行の決定に参画する。
- 4 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 本会の財産の状況を監査する
 - (2) 本会の財産の状況に不正の疑いがあるときはこれを総会に報告する
 - (3) 前号の報告をする必要が認められるときは、これに関する総会又は理事会の招集を会長に請求する

第15条（任期）

役員の任期は2年とする。ただし補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。

- 2 役員は再任することを妨げない。

3 役員は、辞任又はその任期が満了した場合においても後任者が就任するまでの間は従前の職務を行わなければならない。

第16条（解任）

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席した会員の3分の2以上の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、又はその他役員としてふさわしくない非行があったとき

2 第9条を準用する。

第17条（顧問）

本会に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は学識経験者の中から正会員の過半数以上の推薦を経て会長が委託する。

3 顧問は会長の諮問に応じて意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

第18条（報酬等）

役員及び顧問の報酬はこれを支払わない。

2 役員及び顧問にその職務を行うに要する日当、旅費等の経費を支弁することができる。

3 第2項の費用の支弁に関しては会長の専決とし総会の事後承認を得ることとする。

[第4章 会議]

第19条（種別）

本会の会議は、総会、定例会及び理事会とする。

2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

第20条（構成員）

総会及び定例会は会員をもって構成する。

2 理事会は理事をもって構成する。

第21条（機能）

総会はこの会則に定めかおるものほかに次の事項を決議する。

(1) 事業計画及び収支予算の決定

(2) 事業報告及び収支決算の承認

(3) その他、本会の運営に関する事項

2 定例会はこの会則に定めがあるものほかに次の事項を決議する。

(1) 総会で議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他、総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

第22条（開催）

通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は次の各号いずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長又は理事会が必要と認めるとき

(2) 監事が連名をもって会議の目的たる事項を示し、会長に会議の開催を請求したとき

(3) 会員の5分の1以上が会議の目的たる事項を示し、会長に対して開催請求をしたとき

3 定例会は毎月1回開催する。

4 理事会は次の各号いずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき

(2) 理事の3分の1以上が会議の目的たる事項を示し会長に対して開催請求をしたとき

(3) 監事が会議の目的たる事項を示し、会長に会議の開催を請求したとき

第 23 条（招集）

会議は会長が招集する。

2 会長が前条第 2 項第 2 号による請求をうけたときは、該当請求の日から 2 週間以内（総会にあっては 1 ヶ月以内）に当該会議を開催しなければならない。

3 会議を招集するには、会議を構成する者に対して、会議の目的たる事項及びその内容ならびに日時及び場所を示し開催の日の 7 日前までに文書をもって通知しなければならない。ただし会長が緊急を要すと判断した場合はこの限りでない。

第 24 条（議長）

議長はその総会において出席した会員の中から選任する。

2 定例会及び理事会の議長は会長がこれにあたる。

第 25 条（定足数）

会議はこれを構成する者の過半数の出席をもって成立する。

第 26 条（議決）

総会の議事は、この会則に特別の定めがある場合を除き、出席した会員の過半数をもって決し可否同数のときは議長の決するところによる。

第 27 条（書面評決）

やむを得ない事由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって評決を示し、又は他の構成員を代理人として評決を委任することができる、この場合において、書面評決又は評決委任者は、前 2 条において出席したものとみなす。

ただし、受任者は評決委任者 1 名の受任を限度とする。

第 28 条（議事録）

会議の議事は次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会員又は理事の現在数

(3) 会議に出席した会員又は理事の氏名（書面評決者及び評決委任者を含む）

(4) 議事の経過及びその結果

2 議事録には、議長及び出席した会員又は理事の中から、その会議において選出された議事録書名人 2 名が署名押印しなければならない。

[第 5 章 専門委員会]

第 29 条（専門委員会）

会長は本会の事業の円滑な運営を図るために必要があると認めるとき、理事会の議決を経て会長の諮問機関として専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は理事会の議決を経て会長が定める。

[第 6 章 事務局]

第 30 条（事務局）

本会に事務局を置く。

- 2 事務局に本会の事務を処理するための職員を置くことができる。
- 3 職員は会長が任免する。
- 4 前3項に定めるもののほか、事務局について必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

[第7章 資産及び会計]

第31条（資産構成）

本会の資産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 前号に掲げるもののほか、本会の運営から生ずる収入

第32条（資産管理）

本会の資産は、総会において定める方法より会長が管理する。

第33条（事業年度）

本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第34条（事業計画及び収支予算）

会長は毎事業年度開始前までに事業計画及びこれに伴う収支予算を作成し総会の議決を得なければならない。

- 2 事業計画及び収支予算を変更しようとするときは前項を準用する。

第35条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないとき会長は設立の日まで前年度の予算により収支することができる。

第36条（事業報告及び収支決算）

会長は毎事業年度終了後3ヶ月以内に事業報告書ならびにこれに伴う収支決算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を経て総会の議決を得なければならない。

第37条（長期借入金）

資金の借入れ（その事業年度内の収入をもって償還するものを除く）をしようとするときは、総会において会員の三分の二以上の同意を得なければならない。

- 2 新たな義務の負担、又は重要と認める権利の放棄をしようとするときは前項を準用する。ただし収支予算で定めるものはこの限りでない。

[第8章 会則の変更及び解散]

第38条（会則の変更）

この会則を変更しようとするときは、総会において会員の三分の二以上の同意を得なければならない。

第39条（解散）

本会を解散するときは、総会において会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

第40条（残余財産の処分）

本会が解散時に有する残余財産は、総会において会員の4分の3以上の同意を得た方法に服し適正に処理する。

[第9章 規定・規則・細則]

第41条（規定・規則・細則）

この会則に定めるもののほか、本会の業務を執行するため必要な事項は理事会の議決を経て会長が定める。

(附則)

この会則は設立日から施行する。

制定 平成10年 1月21日

改訂 平成20年12月 1日

改訂 令和 7年 1月20日

北陸調査業協会入会規程

第1条（目的）

北陸調査業協会会則第5条、及び第6条を遂行するため、第41条にもとづき本規程を設ける。（以下、北陸調査業協会を本会と記す）

第2条（入会申込書）

本会会則第6条による入会申込書を提出するときは、これに所定の添付書類を付した上で各2部を提出するものとする。

第3条（入会金）

本会会則第6条1項による入会金は、その年度の経済情勢等勘案し総会で決議した金額とする。

（以下、北陸調査業協会認定調査士審査委員会を審査委員会と記す）

2 入会金は上限20万円の範囲内とする。

第4条（会費）

本会会則第6条1項による会費は、その年度の経済情勢等勘案し総会で決議した金額とする。

2 会費は上限月額1万円の範囲内とし、通常は月額7千円とする。

3 準会員の会費は月額7千円とし、通常は月額4千円とする。

第5条（会員）

本会の会員の資格を得ようとするときは、準会員を経なければならない。

第6条（準会員）

本会の会員種別に準会員をもつ。

2 準会員の期間は1年未満とする。

3 準会員は会則及び規則に準じなければならない。

4 準会員は第4条第3項に規定する会費を納めなければならない。

附則

この規則は設立日から施行する。

制定 平成10年 1月21日

改訂 平成20年12月 1日

改訂 令和 7年 1月20日